

令和3年9月12日

有料施設等の利用について

緊急事態宣言発令延長により、下記のとおりといたします。

記

1 休止する施設

施設名	休止する施設	お問い合わせ先
八幡市民体育館	館内全施設	八幡市民体育館まで
八幡市民スポーツ公園	クラブハウス会議室 壁打ちコート	TEL 075-981-6111
男山レクリエーションセンター	管理棟内全施設 ロッジ、キャビン、テント 設営場、営火場、食事場、 炊事場	男山レクリエーションセンターまで TEL 075-983-1611

2 時間短縮営業する施設（20時まで営業）

施設名	時間短縮営業する施設	お問い合わせ先
八幡市民スポーツ公園	多目的広場(グラウンド) テニスコート	八幡市民体育館まで TEL 075-981-6111
男山レクリエーションセンター	多目的コート(フットサル 、テニス)	男山レクリエーションセンターまで TEL 075-983-1611

3 通常営業する施設

施設名	時間短縮営業する施設	お問い合わせ先
男山レクリエーションセンター	ソフトボール場	男山レクリエーションセンターまで TEL 075-983-1611
くすのき近隣公園	軟式野球場 テニスコート	くすのき近隣公園管理事務所 TEL 075-981-2102
さつき近隣公園	多目的グラウンド テニスコート	さつき近隣公園管理事務所 TEL 075-981-9450

川口市民公園 かわきた自然運動公園 馬場市民公園	多目的グラウンド	八幡市民体育館まで TEL 075-981-6111
さくら近隣公園	子供動物園	子供動物園管理事務所 TEL 075-981-6644

4 期 間

令和3年9月13日(月)から9月30日(木)まで

なお、緊急事態宣言の状況次第では、変更する場合があります。

5 その他

既存の予約分については御利用いただけますが、新たな利用の御予約は受付できません。